

「今、部落差別・部落史および部落解放を考える」

コーディネーター 松根 鷹さん
 パネラー 寺木 伸明さん
 小森 龍邦さん

※ 広島部落解放研究所では、部落史研究および解放

理論構築に向けた活動の一環として、二〇〇一年八月三日、芦府部落解放研究所と共催にて、第一回理論講座のシンポジウムを開催した(場所 府中市文化センター)。シンポジウムは、部落解放・人権研究所宗教部会の松根鷹さんをコーディネーターに、桃山学院大学教授の寺木伸明さんと当研究所理事・宗教部会長の小森龍邦さんをパネラーに、部落史研究をめぐる理論的な諸問題について、率直かつ鋭利な意見を交わしていただいた。そのなかで、部落史研究の核心ないし要点があきらかにされたと考える。記して、コーディネーターおよびパネラーのお二人に謝意を表したい。ここに、シンポジウムの全容を掲載する。以て、読者の理論的認識の深化の資とし

たい。

(編集委員会)

松根 紹介いただきました松根です。パネラーのお二人の間に入りまして、これからシンポジウムのコーディネーターを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。これからお二人に意見を聞かせていただきたいと思えます。少ない時間ではあります、会場の皆さんにも意見を出していただき、議論に参加していただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

さっそく「今、部落差別・部落史および部落解放を考える」というタイトルのもとに、シンポジウムを始めたいと思います。ご協力をお願いいたします。今日討議する柱としまして、「部落差別・身分差別

とは何か」を第一項目として、第二項目は部落史の諸問題について、検討を加えていきたいと思っています。第三項目は、「部落差別と日本の仏教について」、とりわけその差別性をどう克服するか、そういった点について議論を進めていただき、最後にまとめとして、「部落解放の道筋をめぐって」、お二人がどう考えておられるか、その点について締めくくりの提起を受けたいと思います。

それでは一番目の「部落差別・身分差別とは何か」というところから議論を重ねていきたいと思えます。じつは部落差別とは何かという点は、今しきりに問われていますが、ある意味では権力の反動化のなかで、われわれもともすれば忘れそうになっている、あるいは運動のなかにはすでにその点が見えなくなってしまうている部分があるのではないかと。それに対して、お二人は強い危機感をおもちになっています。部落差別、身分差別は何かという点で、お二人の意見は若干違っています。本質的なところは同意できるのではないかと、私は考えています。

小森さんから提起を受けまして、寺木先生の疑問なり提起を受けたいと思います。

小森

私の考えています身分差別というものは、今日社会においてどういうものかということですが、身分とは簡単に言いますと、親代々ある一定の社会的地位にくくりつけられるというようなことをさして身分という、こんなことを考えています。それが今日の社会でどうかということになりますと、今の複雑な社会経済の構造のなかで、支配者がどうしてもある一定の人びとからみて、「自分よりはあの人たちはみじめだなあ」というふうに思わせるようなものが必要とされていますから、したがって手を変え品を変え、社会の底辺にくくりつけておこうと、こういうことがありまして、現在もなお日本の長い歴史のなかで、明治時代という近代化の方向をくぐったんですが、それでもなお今日、部落差別と、また同じような社会的役割を果たすものをずっと温存してきていると。それで温存というのは、あの手この手でそういう一つの社会的な役割を果たす、いつも私が言う言葉で申しますと、「上見て暮らすな、下見て暮らせ、上見りゃきりなし、下見りゃきりなし」と、こういう観念形態をずっと持続させて、そしてそれを持続させることによって、うまいこと搾取、収奪を続けていくと、こういう関係のことを部落差別あ

るいは身分差別という言葉で包括的には述べているということですが、これから逐次補足的な発言をさせていただけると思いますが、とりあえず皮切りにそういうことを申し上げておきたいと思えます。

松根 ありがとうございます。続きまして寺木先生、提起をお願いいたします。

寺木 議論に入る前に、こういう場にお招きいただいたことに感謝申し上げます。

去年の雑誌『部落解放』の三月号と四月号で、白井寿光さんと対談をさせていただきました、それなりに自身の部落差別、あるいは部落の歴史についての考え方を展開したつもりだったんですけども、『芸備人權新報』で小森さんから批判を受けたわけです。私は広島のとくに部落解放運動でがんばっておられる方々には読んでいただきたいと、できれば賛成もしていただきたいという思いでいましただけに、批判を受けましたので、すごく落ち込んで、なぜそのような批判を受けたのかなというものを考えさせられたわけです。『芸備人權新報』によりまずと、私の意見は折衷論であると、妥協に妥協を重ねているということです、現在の部落解放理論あるいは部落史をめぐる理論のなかで、私自身も憂えて

いるところが多いわけです。そういうことに対して、いろいろ反論や批判を試みたつもりだったんですが、反論がまだまだ不十分で、場合によっては誤っているというような指摘を受けたわけです。そういうなかでいろいろ読み直してみますと、『芸備人權新報』で言われているところをもっともだというふうに賛同することができるところと、そうではなくてもう少しきっちり読んでいただいたら、あるいはあの記事だけではなくて、私自身の書いたいくつかの本などがあるんですが、それと関連させて読んでいただければ、私から見れば誤解に基づく批判がもっと少なくなっただけじゃないかなと思うという箇所とがあります。それで今日、こういうかたちで小森さんと対論ができるということは、非常にありがたい。私の意見も出し、問題点を指摘していただき、それに対して私も弁明、あるいは納得できるところは賛成させていただく、そういう場が持てたということ、非常に感謝しているところです。

もう一点は、今日のこの場の対談に臨みまして、あらためて小森さんの著作を読ませていただけたわけです。小森さんが若い頃から活動に専念して来られ、非常に忙しい身でありながら、たくさんの本を

書いておられますが、それを私自身も努力不足で、今まで充分目を通させていたでいていなかった。こういう反省の思いもあります。とくに小森さんは、日本仏教の問題、日本仏教のなかでもとくに浄土真宗について詳しく分析をし、鋭い論法で切り込んでおられる。あらためて分析力の深さ、鋭さに、そして忙しい立場のなかで一生懸命読み、執筆をしておられる、そういうことに感服をした次第です。そういう方と今日議論ができるということで、楽しみにやってきました。

前おきが長くなりましたが、本論に入らせていただきます。第一の柱の「部落差別・身分差別とは何か」というところですが、基本的なところで、私と小森さんとのあいだに大きな違いというのは、この点に関してはないのではないかと思っておりますが、とくに『芸備人權新報』で批判を受けたところは、私は「身分」というものにつきましては、時代とともに、あるいはいろんな地域の違いによって身分の形態に差があるということを見してきました。そういうことで、日本の江戸時代の主として「えた」身分、「かわた」身分の人びとに対する差別と、明治の初めに「解放令」が出まして、それが出た後ずっと続

いている現在の部落差別は、同じく部落差別としては共通しているし、差別を受けている人びとにとっては、絶対的なものですから、その苦しみは同じであると思いますが、その形態は時代の変化とともに大きく変わったと見る方がよいという立場です。それで江戸時代の場合は、主として「えた」身分に対する差別、私の言葉でいえば、制度的身分に対する差別であるということです。「解放令」以降は、江戸時代の賤民というものが法律上廃止されたわけですので、存在している部落差別については、非制度的差別である、あるいは非法制的差別であるというふうに書きまして、論を展開したわけです。

ところで、この考え方に対して、小森さんは、たとえば広島島のいくつかの事例を挙げて、近代社会においても祭りのときに、部落の人が御輿を担げなかったとか、裁判において差別的な判決が出たということを挙げられて、近代以降も制度としての部落差別があるのではないか。身分というものが、そもそも制度的なものであると、こういうご批判をいただいたわけです。その主旨もよく分かりますし、私の言い方にあいまいな点があったことを反省しているわけですが、なお私は、江戸時代の幕府・藩が法令

・法制的に身分として定めてそれに基づいて差別を強制した時代の部落差別と、曲がりなりにも「解放令」が出て、賤民制度としては廃止されてしまった後で、さまざまな差別的な社会構造のもとで存続させられてきた差別というものには大きな違いが生じているのであり、それは非制度的・非法制的身分に対する差別というふうに言い替えた方がいいように思っています。そういうふうと同じ部落差別を時代の変化によって変容したというふうにとらえるのが、物事の理解としては自然なのではないかと思っています。身分というものが地域によっても違うし、時代によっても変化するものだと。

おそらく朝鮮の旧白丁出身者に対しても、その形態において一八九四年の甲午の改革のときに出された「解放令」以前の李氏朝鮮王朝時代の旧白丁に対する差別と、それ以降の差別は、同じように厳しいものがありますが、形態が大きく変化したと考えた方がよいのではないかと、現在は考えています。

制度的という表現ですが、たしかに傾向として、広島部落だけではなく大阪の部落でも言えますし、さまざまななかたちで、近現代において制度と思われるようなかたちで差別を受けることが事実としてあ

りますので、私は制度的というのと法制的というのを同義的に考えていたのですが、辞書などを調べてもう少し厳密に考えてみますと、批判されている方々が言っているように、やはり不充分であると考え直して、これからは非法制的の身分に対する差別という言い方がよいのではないかと考えています。

現在の被差別部落と言いますのは、江戸時代のように権力が法令とか法律でもって差別を強制しているものではない。被差別部落出身者ということを法律で決めているわけではないということ。けれどもそういう人びとに対する差別が存在している。こういうふうに見た方がいいのではないかということですね。なぜそういうかたちを変えた差別が現在存続しているのかということについては、最後の「部落解放の道筋をめぐって」というところとか、次の「部落史の諸問題をめぐって」の近・現代のところまで、私の考え方を説明させていただきたいと思えます。

松根

ありがとうございます。明治の解放令によって、形態的にはそれまでの部落差別と大きく変わったんだという寺木先生の指摘について、小森さんが少し曖昧ではないかということも含めて批判をしたという経過をお聞かせいただきました。多分小森さんの

方は、明治の解放令以後も、権力があらゆる手段を使って部落差別を助長させてきている、あるいは「しずめ石」のような役割をさせてきているという、その重さに対する指摘であったのではないかと思えます。再度、小森さんにこの点につきまして、権力が手を変え品を変え部落差別を縛りつけてきている、生活水準の点ではよくなってきているけれども、しかしながら、というような表現がありました。その点について再度、ご指摘いただきたいと思います。

小森

私は制度というのを総括的というか、法律的という意味だけでなく、制度は社会の隅々に根を張っている、あらゆる慣習なども含めて制度化されていることも含めて制度と言いますから、寺木先生の制度の定義とは少し違っていたと思います。

そこで府中の部落のことを例に出しますと、明治四年八月二八日の太政官布告が出て、何か変わったことがあったかという、形式的に法律の面ではなくなつたということですが、依然として変わらなかつた。府中の場合ですと、明治三十年代終り頃まで、学校も部落のどこかの八畳間ぐらいで読み書きを習わせていた。いかに言ってもこのままではないから、本校に通わせるかと。本校へ通わせる

ようになるということは、ある意味で前進ですけれども、先生自体が、少し部落の子がドジを踏むと「お前ら、そんなやからエタ言われるんど」と先生らも平気で言うし、子どもらは寒い日に「ワッショイ、ワッショイ」と言つて、体を擦り合わせて体の温もりを取るといふ、そういう遊び方もありますが、この辺の方言で「たくさん来なければ温くない」といふことを、「えっと来なけりゃ温くない」と。これを「エッタが来なけりゃ温くない」といって、友だちも差別する。

そうなると、いかにもこれが差別の観念形態のように見えるけれども、うちの部落の子どもたちは学校へ行ったがらなくなつてくると。そのことがどういうことになつてくるかという、私の父親は明治三十九年生まれですけれども、字をまったく知らない学校へ行かないから。まあ、芦田川の川原の辺へ行つて遊んでいたんだろうと思えますけれども。こういう様な結果になつてきて、今度は私らくらいの年代になると、親の学力の低さというのがこたえてくるという格好で。手を変え品を変えというのはそういうことで、でも法律のところでは、「穢多、非人の称廃せられ候」ということになつたけれど、と

にかく権力というものはなんとかして「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という構造を持続して、差別をそのまま日本の経済の仕組みのなかで使おうと、こういうことをやっていたというわけです。

今、奨学金の問題が大変クローズアップされていますけれども、奨学金、奨学金と言っても、君の方は育英会の資金を取ったらいのに、育英会の奨学金の資格に該当しないということは、勉強しないのではないかと。勉強しない者にいくらやったって駄目だろうということ、政府は言いますが、明治からずっと差別の結果、部落のお父さん、お母さんの教育的水準の低さがまだずっと続いているわけだから、世間の非常に高くなった教育と比べてみたら、やっぱり同じような社会的意味を持って続いていると、こういうことなのです。

したがって、私は総括的に制度的差別はなくなつたというのは、言い方とすれば無理ではないかと。明治四年の太政官布告についても、部落解放同盟の理論委員会で議論をしましたが、差別に違ふところがあるということ運動家として承認するならば、どこが違うのかということ言えば、太政官布告が

出ているのにお前らはまだ差別するのかと。これはたしかにいい論法だと思います。これは新しい憲法ができたなら、憲法第一四条を盾にとって闘いました。その前は太政官布告で喧嘩をしていたわけです。その後、今度は同対審査申を盾にとってわれわれはやったと。こういうことなので、社会構造のなかでつねに手を変え品を変え、部落差別が活かされてきたと。こういうことを、私は言っているわけです。

松根 ありがとうございます。小森さんが若い頃にお書きになった、「主要な生産関係から疎外されている」という理論を打ち立てたことがありますけれども、今一度、部落差別とは何か、身分差別とは何かということを確認する意味で、この点をお教えいただきたいと思います。

小森 教育との関係が非常に深いのですが、第一そろばんのはじけない者が、銀行に勤められるかと。設計書の描けない者が、建設会社へ務められるかと。そんなことを考えたら、やっぱりしっかり教育を受けなければいけないと。その教育のところ、時の権力から細工をされて、われわれの方が芽が出ないようになされているから、近代的な産業のところになわれわれの側の労働力というものが吸収されなかったと。

まったく吸収されなかったかというのと、そうではなくて、うちの部落でも明治四〇年頃の生まれの人が、東京へ出て行って、早稲田大学に行っているとか、どこかの専門学校へ行っているとかいいう人もいるわけですが。そういう人は、こっちへ帰って来ないですが。私の父親のような者ばかりではないわね。しかし大半は、私の父親のような感じで、資本主義社会のなかで次つぎに生産力を高めていくという、その生産力との関係で、その中枢部に入れない。生産における人間と人間との関係のことを「生産関係」といいますが、その生産関係のなかに入っていない。

それは百パーセントゼロなのかというと、そうではなくて、大半のところが入っていけないと。そのことを私は、生産関係から除外されているというように、百パーセント除け者にされているような表現はまずいので、「主要な生産関係から疎外されている」と、こういう言い方で言ったわけです。これは程度の差のようにみえるでしょう。たしかにそれは、現象的にみれば程度の差なんです。程度の差なんです、時代が進むにつれ、その程度の差で、支配階級は充分目的を達することができるわけですね。こ

のことをぜひ理解してもらいたいと思うのです。

いかにも民主化したように見せながら、ある程度ものを押さえつけるということさえできていけば、それは日本の「経済の二重構造」と言いますが、下請、孫請、曾孫請などという構造をちゃんと守り抜いて、力ある者がどこまでものさばっていくことができるようになっていると、こういうかたちです。したがって、そういうかたちで経済の仕組みというものを持していけば、大きな力のあるもの、その集中的な政治的な表現は権力ですが、そういうところはいつまでも安泰でおれると。安泰でおらんがために、ちゃんと考えて打つ手は打って、その構造というものを守り続けると。そういうことだと思っております。

今度の選挙でも、小泉流の構造改革を批判しましたけれども、声は届かなかった。けれども、それはリストラと首切りでどんどん失業者が増えるということ、毎日毎日、リストラ、マスコミで報道されています。その毎日毎日、リストラ、首切りを報道されるなか、やっぱり私たち周辺の部落の産業だけに限ったことではないですが、部落の産業のところ、とくに建設業などのところが追いつめられていっていると思う

のです。だいたい、こんな意味で述べているわけです。

松根

ありがとうございます。今の説明で、より深く部落差別とは何か、身分差別とは何かということ、再度、押さえることができたと思います。

それでは、次の二点目の「部落史の諸問題をめぐって」というところに進みたいと思います。お手元に配っています資料のなかでも、最近の部落史研究のめざましい成果、これについて触れております。しかし同時に、「ケガレ意識こそが部落差別の本質である」というような意見も出され、あるいは権力構造を抜きにした部落史さえ出てきています。どうも権力構造云々ということが、あたかも研究のなかでもはや遅れているというような間違った考えも出てきていると思います。その点について、お二人にいわゆる部落史の諸問題をめぐって討議を深めていただきたいと思います。「ケガレ観が部落差別の本質だ」とする考えに対して、寺木先生は、反論なり提起をなさってきたと思います。この提起内容について、寺木先生お願いします。

寺木

今日配布しました資料の最後のページを見ていただきたいと思います。これは、和歌山県部落解放・

人権研究所の通信欄なのですが、ここへ「部落差別とケガレ観」ということで、短文ですが書かせていただきました。ここに書いていますように、とくに「今批判の辻本正教氏の部落差別とケガレ意識の考えを、批判的に考え検討していきたい」ということで書いています。皆さんも存知だと思いますが、奈良出身の部落解放同盟中央本部の中央執行委員をやっておられる方ですが、この方が本を出されて、そのなかで「ケガレ観こそが、部落差別の本質ではなからうか」と明言しておられるわけです。

このケガレ観念については、後で触れることになっても知れませんが、ケガレ観念そのものは非常に古いもので、遅くとも奈良時代後期ぐらいにはこういう観念というものが、日本社会に見られたのではないかと思えます。もう少し早い方も分かりませんが、いずれにしても非常に古いものであります。そういうことから辻本さんは、被差別部落の起源は、『古事記』『日本書紀』の時代に遡れるというふう読み取れる文章を書いているわけです。観念を差別の本質に求めて、そしてその観念がいつから発生したかという論法で、過去へ過去へと遡って、古代にまで遡ってしまったということであります。と

ところで、どこに大きな問題があるのかと言いますと、部落差別の発生、あるいは被差別部落の起源について、観念であるものを本質とみてすべてを説明しようとするところにあると思います。

そこで、戦後五十年余の研究の蓄積のなかでなされてきたことは、身分の形成に関しては、観念ももちろん関わりを持っておりますが、それだけではなくて、共同体・分業・階級あるいは国家権力などが挙げられてきて、一九五〇年代の終りから六〇年代にかけては、石母田正という古代史の研究者が、この国家権力をもっとも決定的な要因だとして、そういう国家秩序のもとで身分というものが編成されていくという主旨の論文を書かれて、これが長い間定説になっていたわけです。よく読むと、石母田正さん自身も、この国家権力だけで何もないところにある日突然身分をつくるというようなことを言っているのではなくて、分業のことも触れておられる。階級関係のことも触れておられて、その上で国家権力が決定的役割を果たすという考えでした。国家構造のなかに身分というものを位置づけられ、そういう過程で身分というものは形成されていくというところから考え方をした。

ところが近年、先程の辻本さんの主張が典型的な意見ですが、国家権力のみならず階級とか分業の問題であるとか、共同体の問題をまったく無視して、観念だけに部落差別の本質を求めようとしておられる。いかに今までの研究を無視した考え方であるかということがいえるのではないかと思うわけです。国家権力を中心にみる考え方は、戦後の部落史の研究のなかであきらかになってきたことで、とくにその点では、日本史のなかでも部落史研究に従事してきた人が果たしてきた役割というのは小さくなかった、というふうに思っております。ところが最近、部落史の見直しのなかで、辻本さんのような意見はとくに突出したものですが、共同体を重視してこの共同体からのみ身分というものが形成されるというような意見が出てきたり、とにかくいくつかある要素のなかで、何か一つを特別に扱って、そのみで身分というものが形成される、という意見がかなり出てきているわけです。あるいはもう少し俗な言葉でいいますと、民衆が部落差別をつくったとか、民衆が部落をつくった、みんなが部落をつくったという、こういう意見になってまいります。

みんなというのは、偏見をもった民衆が集まって、

その民衆が部落というものをつくり上げていったという論法になるわけですが、それらの考えに共通するのは、国家権力の役割を無視している点です。なかには、国家権力に少し触れている方もありますが、あきらかに軽視があるということがあります。古代の身分制ができあがっていく過程をみましても、生産力が発展してきました、分業が始まりました。その分業というのは、生産力の発展を促します。共同体ができました、共同体のなかに分業ができました、共同体のあいだに分業関係ができあがってきました。たとえばAという共同体は、もっぱら鍛冶屋の仕事ばかりする共同体である。Bという共同体は、大工の仕事ばかりする共同体であるとか、非常に小規模でありますけれども、そういう共同体間の分業。一つの農業共同体を取り上げてみましても、農業共同体のあいだにさまざまな分業がある。そういうものの生産力の発展の過程で、生産物というものができあがってきて、階級が発生してくるというのが、現在の歴史学のとらえ方であります。

階級が発生してくると、少数の支配階級が民衆を統治し搾取をしていく必要が出てきますので、それを効率的にやるためには、国家権力というものを必

要としてきます。そうしてできあがった権力が、すでに分業、共同体間分業あるいは共同体内分業の結果でもある、職業のグループができていますが、そういうものを秩序化して上下関係を設けていく。そういう過程で、身分制度というものが発生してくるわけです。ですから、後の中世、近世の身分をみましても、前代の身分を踏まえながら、時どきの権力者が、そういう権力の発動をもって支配をして、身分というものを形成していくわけです。国家権力の役割を無視したり、軽視したりすることは、絶対できないわけなんです。

ところが、現在の研究の流れとしては、国家権力を強調するのは、時代遅れの考え方である、古臭いと言う。今は、差別をつくったのは社会あるいは民衆であって、とにかく差別の形成に関わって権力が関与していない、あるいは関与しても微々たるものだと言う、間違ったとらえ方をしているわけです。この点を『部落解放』の対談のなかで強調したわけですよ。

同時に私はそのなかで、国家権力一元論はまた間違っているという考え方をとっています。従来の俗流的な部落史の概説書、入門書は、あたかも部落の

起源に関して、権力一元論的な考え方を示していません。これに中世政治起源論者とか中世社会起源論者は噛みついていますが、原田伴彦さんを中心として、一九六〇年代、七〇年代に成立してきた近世政治起源説というのは、そういう単純なものではなくて、当然、中世に存在した身分であるとか、さまざまな観念、そういうようなものを踏まえて、近世の権力がそれらを編成をしていく。そこに部落の起源がみられるんだというところであって、まったく何もないところに権力が暴力的に部落というものをつくったのではない。

そういうことを言っておられたんですけれども、その後の研究でも分業が果たす役割とか、あるいは共同体または集団が身分形成に対して果たす役割であるとか、そういうものがかなり明確になってきたので、研究の水準を踏まえて、権力を決定的役割を果たすものとしてとらえながら、さまざまな要素を把握していく。そして、そのさまざまな要素が、権力が身分を作っていくときにどういう作用を及ぼしたかとか、どういう関係で身分というものができあがっていったのか、そういうことを精密に分析していく必要があるんだということを申し上げたわけで

す。ただ、私が不十分な言い方をしたので、ちょっと権力の問題を薄めたかのような理解をされ、寺木は折衷論ということで批判を受けたのではないかと思いますが、それはそういうことではない、ということをご理解いただければと思うわけです。

松根 寺木先生から非常にいいねいに、最近の部落史の研究で辻本正教さんが出された「ケガレ観こそ部落差別の本質である」、しかもそれは民衆がつくったものだという意見について批判がなされました。しかも辻本さんは中央執行委員という立場でそのような考えを出されながら、中央執行委員会でもこういう問題の整理ができないというふうな現状があります。これは、部落解放運動にとっても由々しきことだということだろうと思います。その点が、小森さんが非常に厳しく論陣を張る一因になっているのではないかというふうに考えております。小森さん、この点についてあらためてご指摘をお願いいたします。

小森 観念の果たす役割は、人間というものは他の動物と違ってかなり高度に発達した頭脳を持っていますから、観念の果たす役割というものを私も認めます。その観念がどこから生じてくるか、どこで培われる

かと。つまりオギャーと生まれたときに持って生まれているのかと。そうではなくて、大きくなるにしたがって、部落の状況を見て、部落といわれるところの友だちをみたら、やっぱり進学率が低いとか、そんな状況を見て、「ああそうか、ちょっとうちらより程度が低いかなあ」と。それからだんだん形成されていくわけですから、差別の実態というものがなかったら、差別の観念はもっぱら消滅する方向に動くんです。しかし、歴史的に再生産されていくと、やはり差別の実態に刺激をされ、触発をされて、そういう観念というものが生まれてくると。このところを、辻本君は、一生懸命実態と取り組んできたけれども、一種の運動が挫折をするという状況のなかで、自分の頭のなかでそこを切り替えて、「わしらは一生懸命実態を取り除くのに努力したけれども、やっぱり差別は解決しないじゃないか。だから残るところは観念だ」と、こういうところへ逃げ込んでいると思うんです。

私は、衆議院で差別事件が起きると一つひとつ糾していった、「どうだ、この差別事件が起るのは、差別の実態があるからだと思うか。差別の実態とは全然遊離した問題だと思うか」と言って、閣僚の皆

さんを一人ずつ追及をしていきましたが、「それは差別の実態があるからですよ」と、こういう答弁です。「そうだろう。同対審答申へもそう書いてあるじゃないか」ということで、観念の関係を整理しました。これは、ただ観念の関係が部落差別にあるというだけではなくて、哲学の認識論の問題なのです。たとえば私がここへ座って、ここへおおよそ満席で皆さんが座っておられますが、てんでバラバラに皆さんが座っておられるのを見て、満席だと思いますか。満席に近い状況にあるから「今日はたくさん集まってくれたなあ」ということを観念の中で受け止めるわけですよ。たとえば府中の人はよく集まってくれるとか、見れば新市の人の顔も見えるが、府中、新市はこういう呼びかけのときには、やっぱりまじめにやってくれるなあという観念を持つわけですよ。十人そこらでは、そんな観念は形成しない。だから、実態というものを抜きにして観念というものは形成されないということ、辻本君は考えなきゃいけないと思うんですね。

これが差別における観念と実態との関係で、実態の問題を抜きにして部落問題の解決はないと、こういうふうには私は思うのです。そこで、古代のことに

ついでですが、歴史学の寺木先生は、私などとは比べものにならないほど知識の量は勝れておられるわけで、しかし私は、『魏志倭人伝』に出てくる「大人と下戸」の「下戸」を百何十人か、中国の王朝に土産物として送ったとかいうようなことは、人身が隷属しているわけでした、その人身が隷属しているという差別の形態というものは、人身の隷属を現実のものにするための経済的基盤のところ、あきらかに差がついているから土産物にされることになるのです。後に良民と賤民という制度ができて、良民の男子には二、三反の土地を与える。良民の女子は男子の三分の二与える。賤民には一切土地を与えないと。こういう経済の実態的な仕組みのなかに、そういう差別というものが存在して、それに見合った観念を次第にみんなが持つようになるのです。

そういうふうを考えて、これは認識論の問題として間違っていると。同和对策審議会答申は、実態的差別と心理的差別、つまり実態と観念とは相互因果関係をなすといっているのです。これはとりあえず分かりやすいから、議論するときには、「どうなんだ。相互因果関係となっているのに、実態がなくなっていると君らはいうのか。差別事件がこれ程あ

るんだから、実態がある証拠だろうが」と閣僚の諸君を責めれば、一発に陥落するんですね。けれども分かりやすいからその程度でやりますけれどね、実際に哲学的に厳密な意味でいったら、実態がなくならんのかぎり、観念はなくならん。しかし観念が少々くすぶっていても、実態を取り除く運動をすれば、究極は終着駅に到達する。そういうものの関係として、観念と実態とをとらえていかなければならないのではないかと思うわけです。

ではなぜ、辻本君あたりが観念、観念と言うかという、それは自分の運動の挫折感から来ているということ、それをさっき申し上げましたが、運動の挫折感と同時に、挫折していると思ったら、いかにも辛くてかなわないですね。だから、これからは世のなかでだんだんよくなるんだと。二一世紀は人権の世紀だと。こんなことを言っていて、政府が言っている方へ乗って行っても解決つくんだと。こういう気分がフワーと乗せられて、そして彼は差別の本質は観念だと、政府と衝突をしないような、できるだけ政府に歩調を合わせるようなことを言ってきたわけです。したがって、九六年意見具申のなかで一番問題なのは、もはや差別の実態が観念をつくり出している

いうこの悪循環はなくなつたと、もう差別の実態はなくなつたと、後は観念の残りカスだと、こういう言い方をしている地対協意見具申と、辻本君、ならびに辻本君よりは少しボカしているけれども、本部の運動方針なんかに出てくる言葉というのは、政府に歩調を合わせているわけですね。そうすれば、いい子だということになりますよ。

ところが、いくら幹部がいい子だと頭をなでられてみたところで、全国の部落は惨澹たる状況になって、進学率は落ちる、同和对策の住宅に入っている者は家賃が高いから段々出て行く、要するに他にもっと安い家賃の所へ移ると、こんなかたちになって、部落の差別というのはさらに拡大をしていくと。こういうことになるわけで、要するに差別の本質は観念だと言っているのは、政府の言い分に合わせているのだということ、見抜かなければいけないんです。それで寺木先生にちょっと失礼になつたと思うんですが、折衷論だといったのは、先生にもう少しビシッといってもらいたいという気持ちがあつて、さっきも先生に話したんですけれども、私はやっぱり運動家ですからね。たんなる外界世界を知識の対象としてだけはとらえられないと。もう血湧き肉踊

るの思いで解決したいと。こういう気持ちがありませんから、先生、もう少しそこをビシッといつてもらえませんか、というような意味で、『芸備人權新報』で私が書かせてもらったと。

だから個人的に先生と会つたときには、「私の考えと違ひませんよ」と言つたこともあるんです。そういう気持ちなんです。要するに、差別の本質を観念だというのは、全然間違いです。先生が出された「研究所通信」のなかに、沖浦和光先生の言葉が載っていますね。本質とは、そのものがそのものでありうるための決定的な要因のようなものを本質というんだと。それを取り除いたらそがなくなるといふような、そのなかの重要な性質のことを本質といふんだと。実態的差別と心理的差別があつてですよ、実態的差別が全然なくなつて、八十才、九十才のおじいさん、おばあさんは明治時代から、あるいは大正時代からの観念にとらわれていっぺんに解決つかんかもしれないけれども、次にオギャアと生まれてくる子どもにどうやって差別を教えますか。「あれらは昔から差別されとつた人間よ、お前らも続けて差別せよ」と言つたつて、子どもは受けつけないですよ。何をうちのおじいさんは言いよるん

だろうかと。だから実態を取り除けば、観念は、朝田委員長も言ったように、ある一定の年限、根のない花が美しさを保つことができるように、観念の相対的独立性、一定の時期、独立して存在することができるけれども、根のない花は萎れてしまう。こういう関係でとらえなければならぬのです。放っておいて根がなくなれば萎れてしまうと言っても、現在を生きるわれわれは、二十年、三十年放つて、差別したいだけしろというわけにはいきませんから、それは観念に対しては観念に対する取り組みを、われわれはすると。私の考えはこういうことなんです。

松根

ありがとうございます。先ほど、寺木先生がいてねいに最近の研究動向を話していただきました。それを受けて、小森さんの方から観念と実態をどうとらえるかというところで、部落差別の本質に迫っていただきました。

もう一つ教えてほしいんですけども、最近の研究の動向のなかで、われわれ大衆を少し惑わすような論調の一つに、「豊かな部落史」というようなものがあるように思いますが、この点について、寺木先生お教えください。

寺木

この意見は、主として奈良に拠点を置いておられる研究者から出てきている意見で、他の府県へも影響を与えている意見でもあります。この根拠になっていますのは、奈良の江戸時代の被差別部落とその部落を有している百姓身分の村とを、たとえば土地の持ち高で比較してみますと、いくつかの部落の方が本村の百姓身分の平均持ち高よりも大きい、つまりたくさんの土地を持っていたと、言っているわけです。これは、私自身も、三重県の鈴鹿市の部落史研究の成果で確認したところですが、従来は、江戸時代は部落は土地すら持てなかったというふうな偏見というものがあつたんですけれども、それは戦後崩れました。その後、部落の人は土地も持てて年貢も払っていたんだけど、本当にわずかであった。こういう意見が多かつたんですけれども、たしかに傾向としては、本村の百姓身分の人の土地と比べると、やはり部落の方が少ない。大阪なんかを中心に見るかぎりでは、少ないというふうに思います。けれども、農村部落が農業に生産の重心を置いていたような被差別部落の一部では、やっぱり土地をたくさん持っていたわけです。

そういうことが分かってきた。これは、研究の前

進として評価されることなんです。だから、部落の富豪もおられたし、先ほど小森さんが言われたように、小森さんの所は大半は貧しかった。こういう考え方をする必要があると思うんです。一人だけあるいは三人例外的に富豪がいたら、部落は全部豊かであったというとならぬ方では全体を見誤るのであって、大勢としてはどうであつたかというとならぬ方が必要であると思うんです。そうした場合、いくつかの被差別部落は、たしかに周りの農村と比べて平均して土地の持ち高が多かつた、その面では豊かであつたということとは言えますけれども、そうでない部落の方がおそらく全国的にもやはり多かつたと思います。それはやはり、いろんな差別がそこに絡みついているから、なかなか部落の人が周りの農村より土地をたくさん持っていたという状況にはならないというふうに思うんです。

今までわれわれが想像していた以上に部落の人びとが、経済活動を活発にやって来られて、江戸時代は部落の人びとが食うや食わずの生活をしていたというふうな暗いイメージから、江戸時代の部落の人びとがたくましく活躍をしていたというふうなことに変わってきたということは、一歩前進だと思えます。

けれども、そこからさらに振り子の振りが反対に揺れすぎて、部落の方が豊かであつたという言い方は、やっぱり事実には合わない面が多いのではないかといいふうに思います。

もう一つ、そういう意見が出てきて強調されているのは、奈良の豊かな部落も、他の部落と同じように差別を受けていた。つまり、経済的に豊かであつたのに差別を受けるとはどういうことかという発想があるわけです。そこから、先ほど出てきた辻本さんのケガレ観念論が出てきているわけです。そういうふうに関連しながら出てきているわけです。豊かであるのに差別される。それはなぜかと。それはケガレ観念があつて、そのケガレ観念にもとづいてずっと差別があるので、部落というものがずっと差別を受け続けてきたのだという考え方になるわけです。けれども差別観念、ケガレ観念とは、差別の実態あるいは差別行為とは関連はあるけれども、どちらが本質かということをはっきりとわれわれは考えて整理していく必要があるのではないかと、というのが私の意見です。

松根

ありがとうございます。大阪の中央本部の建物のすぐ近くに「太鼓正」という太鼓屋さんがあります。

「太鼓正」は、江戸時代に、水平運動が起った柏原から出てきて、大阪で皮屋として大成したわけだ。 「太鼓正」が大阪に出てくるきっかけというのは、苗字帯刀を許されて、自分の領地あるいは支配地を馬で視察しているときに、「えた」がなぜそのような生意気な姿をするんだということで袋叩きになって、それをきっかけにして大阪に出てきたというふうに言われています。まさに寺木先生にご説明いただいたことは、「太鼓正」の一件にも関係していると思います。

小森さんどうでしょう。 「豊かな部落史」というようなものがあるながら、それを一方的な視点からのみ拡大的にみると誤ってしまうと、寺木先生はおっしゃっていますけれども、その点をもう一度整理していただきたいと思います。

小森 だいたい、寺木先生とはぼ同じ考えです。簡単にいうと、全国の何千ヶ所もある部落に、一部落がまとまってかなり土地の持ち高が高かったということ、貧乏だから差別されているというんではなくて、豊かな境涯を送っている者もいた。何かそういうことを発見して、何か差別と貧乏はセットであったということとは間違いであったということを言わんと

している者がいるわけです。私なんかは運動をやっているから、広島県の県北などへ行ったら、一部落まるごと、家の大きさから全然違います。立派なものです。そんなのが、広島県の県北で二ヶ所知っていますけれどもね。だからといって、その一族が三次でも庄原でも全部きちっと同じような水準かといったら、三次まで行ったら、その一族は非常に貧しい低い水準のなかに低迷しているということなんですね、ある意味では、そういう少しいい状況をつくることで、他に支配の効用ということがあって、そこを許容しているわけです。一つの部落まとまって、そこはそうでありませけれども、他の部落を見るとたいがいその部落のなかに、江戸時代は江戸時代なりの支配者という者がいます。それはかなり土地を持っていきます。そういう構図は、大掛かりなものとして見なければならぬのでして、奈良の諸君らが言っているようなことを批判させてもらえば、木を見て森を見ざるの類なんです。

どういう意味でそうなのか。ただ「えた」の弾左衛門がなぜ三〇〇石取りの旗本級の処遇をされたのか。非人の頭の車善七がどうしてああいういい処遇を受けたかと。それは支配の都合でしょ。圧倒

的部分のところを押さえつけるのに効果があれば、支配する者は平気でそういうことをやりますよね。

そこを見ずに、いかにも豊かであったという言い方は間違いであると。しからば、その豊かであったという論理は、そういう事実から、ある一定の部分的なことから言われ出したことですけれども、どういう運動の挫折感から生まれてきているかと。それはつまり、同和教育に迫力を欠いているというか、しっかり学校の先生方が本当の意味の進路保障のところまで到達できないことによって、これはもう挫折感なんですね。挫折感の上に立って、いくらいいことばかり言ったんじゃ駄目だと。差別は貧しいからだといったんでは、部落を隠す方向に子どもらが動く。だから豊かだったんだと言おうじゃないかと。

『解放新聞』へも、そういうことへの批判を書いてたんですよ。それは要するに、部落の高校生が自殺したと。将来自分の結婚問題を考えたとき、自分の好きな教師が、「お前は部落だから、私の親が反対して結婚できない」と言われた。その直後に自殺をしたというようなときに、暗いことばかり教えていたら、世をはかなんでみんな失望してしまう。だから、部落はよかったんだと言おうじゃないかと。

そういう単純な、極めて非論理的なかたちですっと広がり出したということなんで。

たしかに実際は、ある部落が農地をたくさん持っているとか、ある部落は非常に大きな取引きをしているとかね、そういうことはあっただろうと思いません。府中だって、たくさん土地を持っていた人もいます。今は不在地主で取られておるけれども、部落の人でたくさん土地を持っていた人を私は知っていますよ。しかし圧倒的部分のところに、差別をみる本質的なところがあると。ここを忘れてはいけませんと思うんですよ。

そこを寺木先生に指摘していただいているんでして、私たち運動側だけが言うのと、自分らが差別があるということを経一杯言おうとしているというふうにとられますから、やっぱり学者の先生方からそういうことを言っていたら、ということとは、非常に大切なことであると思っているわけです。

松根

ありがとうございます。部落史をめぐる研究は、ずいぶん進んでまいりました。その先頭に立つ寺木先生にお尋ねしたいのですが、寺木先生は被差別部落の起源をどこに置いているのかという、そのご自身の論をご紹介いただきたいと思えます。

寺木 皆さんのお手元に配布しています資料をご覧ください

さい。ここに私の近世起源説の骨子ということで、簡単に書かせていただきました。現在、部落の起源をめぐって中世起源論が非常に流行ってきているというか、流行してきています、学校の教育現場で、中世起源論で教育指導をやっていることも始まってきています。

私は、今までの近世政治起源説、しかも俗流的に解釈された近世政治起源説、資料にはとくに「概説書の場合」と書いていますが、「多くの場合、中世の被差別民やケガレ観の存在とその結びつきを無視ないし軽視して、あたかも何もないところに近世権力によってある日突然、部落がつけられたかのような印象を与える内容のものであり、かつ十分な論証もなく分裂支配を目的に設定されたという観点に立っており、中世起源論者によって批判される内容を含んでいたことは率直に認める」と。こういう概説ふう、入門書ふうのものには、こういうように解釈されても仕方のないような不十分なものがあつたと思うんです。

けれども、中世起源論者の論拠というふうなものも、私からみれば問題があると思つています。たと

えば、峯岸賢太郎という人ですけれども、この人の考え方は、部落差別の本質は習俗的差別にあるとみるわけです。差別の本質を習俗的差別にみると、最後の結論も差別なんです。同じことを繰り返しているわけですね。差別の本質は習俗的差別にあると、また差別が出てくるわけです。これでは何もいっていないのと同じことなんですけれども、とにかくそういう論法で、習俗的差別というのは、昔部落の人が食べた茶わんは穢れているので、いっしょにしないとか、部落の人が使っていた火は、いっしょにしないとかいうようなこととか、とにかくそういうケガレ観にもとづいて風俗・習慣として、差別をしてきた。それが差別の本質であると考えられたわけです。そういう習慣はどこまで遡れるかというところ、中世の初期まで遡れる。そういうことで、中世起源論が出てきた。峯岸さんは、習俗的な差別論ですので、まさに風俗・習慣が作りあげたものであって、権力が政治的に作りあげられるものではない。だから、部落差別というものは権力が生み出すものではなくて、社会が自然に生み出すものだ。こういう意見なんですよね。もう皆さんは、こういう意見がいかに問題のあるものかということば、ご理解いた

だけると思っていますが。

それに対して、上杉聡さんは、広島の方へも講演に何回か来ておられるかも知れませんが、中世政治起源説なんですね。時代は近世ではなくて中世。だいたい平安末期です。今から千年ほど昔に遡るんですが、その頃に政治がつくったといわれるわけですが、そのときの論拠として、共同体からの排除がまず起きる。ある共同体があって、そこから特定の人が排除される。排除された人が国家権力に把握されて、とくにキヨメの仕事をさせられる。穢れたものを払いのける仕事です。とくに死んだ牛馬を処理する、そういう仕事をやらされる。いったん共同体から排除された者が、権力によって一定の役を担わされる。これが部落差別の本質である、というところからえ方をされるわけです。

ところが、それが本質だとすると、現在も部落差別は存在しているわけですから、本質は変わっていません。そうすると、部落差別の本質は、ある共同体から除外され、かつその除外された人びとが権力から一定の役目を仰せつかることにあるわけですから、それでは現在、被差別部落出身者は、権力からどういう役目を課せられているのか。税金は課せら

れているけれども、これは部落の人だけではなくて全体に課せられているわけです。そうすると、特別部落出身者に課せられている役目というのはないわけです。差別はあっても、特別課せられている役目はないわけです。そういうことからして、本質論議としておかしい。第一ボタンを掛け間違っているというのが、私の批判の骨子なんですけれども。

ところが、近世に部落の起源があったとしますと、さらにその前に何かあったらうと、こういうふうになだれでも考えます。たとえば、人類でも人類の起源があったと、その前にまた何かあったらうと。

これはサルなんです。そういうふうには、われわれは歴史をさらに遡って調べようとするわけなんですけれども、部落差別がかりに近世に始まったとしても、その前に何かあったに違いないというふうな考え方で遡っていくと、もうすでに中世に部落が存在していたと、そういう考え方に行き着くようにみえるんですね。それだけに、この考え方は俗受けすると思います。学校の現場で悩んでおられた先生方は、こういう意見に飛びつかれたと思うんですよ。ああなるほど、ある日突然つくられるのはおかしい、もっと先があったはずだと。中世に河原者がいたは

ずだ。彼らは、後の「えた」身分とよく似た差別を受けていたのではないかと。しかし中世起源論者に言わせると、よく似たと言うんではなくて、同じ差別を受けていたと表現されるんですけれども。そうすると、中世にまでいってしまうということになるわけです。

けれども私は、資料に骨子を書かせていただきましたように、中世にすでに存在していた河原者、あるいは皮革業者、その他神社に隷属していた人とか、他の人びとの一部をコンペイトウの核みたいにして、そういう人びとに対して社会秩序を固めていく過程で、武士・百姓・町人という身分を区分していく過程でさまざま人びとを一つに括るといふことをやったと思うんです。それが近世の権力です。その括るときに、原則としてこの地域でも、死んだ牛馬の解体処理をさせるということ。他の身分には絶対させないということ。それからもう一つは、警察の仕事、警察の末端の仕事をそういう人びとに押しつけてくると。そういう過程を通して、広島藩であれば「革田」身分、福山藩であれば「えた」身分というものを固めていったと思うんです。広島藩の「革田」身分が、あきらかにされていますよう

に、かつて「かわた」と呼ばれた皮革関係の人と、「茶筌」と呼ばれていた人を政治的に括って「革田」にしたということで、まさに身分を固めていく。区分していく際に、残るさまざまな人びとを整理するためにやる。「茶筌」身分と「皮革」の仕事をしてきた人をいっしょにして、「革田」身分としたということに典型的に表れていると思うんですが、そこに政治的作意があると、こう見るわけです。

つまり、そういう中世に存在したさまざまな人を前提にして、それは分業などをもとにしてできているものだと思いますが、すでに河原者などは、中世において厳しい差別を受けていた。そういう人びとを前提にして、コンペイトウの核のようにしてさまざまな人びとをひと括りにして、「えた」身分にしたり、「かわた」身分にしたというのが、部落の起源だというふうに考えているわけです。ですから、従来の俗流的政治起源説ではなくて、もともと原田伴彦先生が考えておられたことをさらに最近の研究成果を踏まえてもっと具体的に詳しくそれを展開しているつもりが、私の今の考え方です。

松根

寺木先生からご自身の学説と中世、いわゆる中世起源説をとられる二人の方の意見に代表されるよう

な中世起源説の片寄りというようなご批判をいただきました。この点の見方、いわゆる江戸、近世の初期に最終的に権力によって再更新されたというのは、小森さんも同じ立場に立っておられると思うんですけど、その点について、もう一度ご意見をいただきたいと思います。

小森

いかなる時代の変革期にも、つねに古いものを再構成して蘇らせて、その時代なりに使いこなしていくというのが、支配階級の手でありますから、それはずっと再更新してきたというふうに思います。私は、部落差別の起源というときに、ずっと遡ればさっきの話のように、その前に何かあるということになる。たしかにその前に何かあるんです。けれども、今日の部落差別の直接的系譜というのはどこにあるかと。かなり紆余曲折を辿って、血統とか、血筋でかならずしも八〇パーセントも九〇パーセントも続いているというわけではないけれども、私は直接的系譜はやはり中世に遡ると思うんです。中世も末期に近い頃、わが国における封建的支配が、中世的封建的支配では行き詰ってきた。したがって、戦国時代のような統一国家、統一権力というものをつくらないと、封建制度というものを守って

くことができないう状況になった時に、あの戦国の動乱があるわけです。その戦国の動乱のときに、うっかりしたら、石川県の方で守護大名が農民に一揆を起こされて、そして加賀一カ国は百姓総持ちの国である、つまり百姓の共和国であるというようなところまで追い込まれていきますが、これは都市部にあっては、たとえば堺の町人が、今でいう市会議員のようなものを選んで自治をやっていた。そういう自治制度というのはかなり広がっていたんですよね。たとえば三万人くらいの人口の町だったら、そういう芽はあったんですね。あのときもう少し民衆の力が強ければ、歴史に仮定は許されないけれども、ものを考える順序として、もう少し民衆側に力があつたら、あそこでヨーロッパよりも早く、日本は近代化されていたかもしれない。

しかしそうはとんやがおろさないといいので、支配階級は権力の再統一をやって、そして織田信長が最初やったんですが、彼は若くして死んだと。豊臣秀吉が引き継いだと。豊臣秀吉も充分に二代目に引き継ぐことができずに頓挫して、徳川家康になったと私は思うんですが、あのときに、豊臣秀吉が刀狩りと検地をやりましたね。彼がもう少し豊臣権力を

維持していたら、ぜったい身分制の強化ができていたと思うんです。刀狩りと検地、検地というのは土地の面積を調べることなんです。が、検地で身分制の強化ときて、それが徳川に繋がれた。しかし、徳川も政権を取った当時、あまりきついことをしつらいけん。参勤交代でも分かるように、江戸の日本橋の所まで迎えに出ていたんですからね、諸国の大名が参勤交代で来るときに、それくらい融和というか、和やかな態度ですね。自分の権力の態度を固めるまでは、そうやったんですよ。

だから要するに、斎藤洋一という人が、近世起源説は江戸の幕府を狙って差別をしたというけれども、始めの頃は何の文献もないじゃあないかと。よしんばあったというところに譲歩しても、幕府ができて五〇年か五五年目ぐらいで、高札という木の札ですね、それに「差別せえ」と書いていると。あの頃からやっと、幕府は「差別せえ」と言っているんであって、はじめから差別する意図はなかった、という言い方をしています。けれどもそれは、その時どきのさまざまな支配階級の知恵であって、要するに近世の封建社会というものをさらに支配を強化するためには何をしなければならぬかということ、向こうは

ちゃんと知っていたんです。だから、豊臣秀吉がやった検地と刀狩り、もう農民が反抗しないように刀狩りをする。ここから先は身分制の強化だと。それは、幕府ができて五〇年とか六〇年頃にぐんぐん攻めてきた。だから要するに、江戸時代の中期または末期にさらに差別を強化するのは、体制維持のためにやっとなるんですから、権力の介在を抜きにしては考えられないことなんです。私はそういうふうに考えております。

私は『蓮如論』を書きましたが、蓮如が初めはかなり権力に対してビシッとしたことを言っていたんですが、農民の力がだんだん反権力的になるのにつれて、これはやっぱちょっとびびったんですね。あ、ちょっとびびって、守護地頭に逆らうなとか、年貢を払えとか蓮如は言った。したがって、仏法の辿りつく論理のままを、農民の気運が高まるころへ、ようこのことをあてがわなかったというか、途中でブレーキをかけた。そんなことがもしなかったら、もう少し馬力をかけて権力者をかなり倒した所が、日本中のあちこちできていたんではないかと思えます。それを中途半端で権力者を倒せなかった。権力者は、その苦い経験をもって、いかに人を支配

するか。そして生産力もある程度高まっていますから、全国の物品の交流というものもあるから、その必要として国家全体の統一権力というものをつくらうという格好になったと思うんで、部落の直接的系譜は、やはり中世の末期に近い頃、支配階級の総団結によってつくられたというふうには、私は考えているわけです。

その前をその前をというのと、今まで原田伴彦さんらが言ったことをへコにかいて、自分らが言っていることが正しいんだといって、最近のあまり勉強のしていない人が言いますが、その前をその前をといたらね、芦田川の源流はどこかといったら、それは支流の出口川だ、出口川まで遡っていったら、荒谷の方へまだ支流がある。そこまで行ったら、雨が降った数日後には、木の葉からポタポタと滴が落ちてくる。それが源流ということになる。その源流は無数にあるんです。そういうふうにはさまざまな分類をすることができるとも思いますよ。部落差別についてこういうことがある、ああいうことがある、と言っていたんでは駄目です。その根本のところは、生産力が高まって、より以上の収奪ができそうになったときに、支配の構造を考えてやったというこ

とになるんだと、私は思います。後にまた時間があつたら発言を許してもらいたいと思えますが、そういう人間というものは、いったいいかなるものであつたのかというところで、宗教哲学の宿業とか業とかいふものをそこから説明してみたいと思います。

松根 ありがとうございます。

寺木 ちょっと補足させてもらいたいと思えます。今、

小森さんの説明されたお考えとほとんど変わらないんですけれども、小森さんは今、部落の起源は中世末期というふうにおっしゃいましたが、私も直接的系譜を考えていくとたしかに中世末期は、少なくとも河原者を核にしてきた部落の場合、血統的系譜を直接ずっと辿っていても、中世の末期まで辿りつくんではないかなと思います。ところが大事なところは、その系譜がいろいろあつて、今、川の話がされましたが、源流がいくつもあるわけですね。それを一つにまとめるというところが大事ではないかと思うんですね。そこをきっちり見定めていく必要がある。系譜を考えながら、かつ差別というのは社会関係のなかでできあがっていくわけですから、そういう社会関係がいつできたか。そういう人を軸にいつできたかということ、われわれはもっとあき

らかにしていく必要があるんじゃないかというふうに考えているわけです。そういうことは非常に複雑で分かりにくいので、なかなか理解してもらいにくいんですけれども、こういう言い方をいつもするんです。

明治になって華族制度ができます。公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵という五つの爵位ができます。明治の初めから中頃にかけて整備されていくわけですけれども、五爵のなかの華族に、たしかに古代からずっと続いてきた飛鳥井家か鷹司家とか近衛家とかいう公家もほとんど入りました。その他に大名、大きな大名の家老などが入りました。それから、明治維新に活躍した明治の元勳といわれるような人びとが入ります。渋谷栄一とか岩崎弥太郎のように、経済界で活躍した人も華族に編入されていくんです。こうして華族というものが、身分として制度的に固まっています。そして法制的に固まっています。したが、華族の起源はいつかという問題を立てたときに、華族のなかにたくさん公家が含まれた。それで公家の起源はずっと古代に遡る。それなら、華族の起源は古代かというところ、系譜は、ある公家の華族は古代に繋がりますけれども、われわれが問題にして

いる近代の華族の起源はいつか、近代にできた華族制度の華族はいつかというところ、やはりさまざまな人びとで編成された明治初期だということになるんです。

これと同じようなことだと思っんです。河原者を含み皮革業者を含み、それから、大きな神社とかお寺に隷属していた人を含み、その他、私の考え方は、一部、もともと差別されていなかった人も含まれた。こういうふうに考えています。そういうものをひと括りにしたものが、近世の初頭だと。あたかも明治の初期に明治の権力がさまざまな人を一つにまとめて華族にしたように、近世初期の権力がさまざまな人を一つにまとめて「えた」身分、あるいは「かわた」身分にしたと。こういうふう理解してもらえばなと思っております。

松根

ありがとうございます。お二人のご指摘でいわゆる部落の起源、これについて正確な知識をお持ちいただけたというふうに思います。この部落史の諸問題では、資料に「近・現代の部落差別の理解の仕方めぐって」という項目が挙げられていますけれども、先の「部落差別、身分差別とは何か」というところで、大分お二人に触れていただきました。時間

の関係でこの点をとりあえずとばしまして、次の問題、「部落差別と日本の仏教について」、この点について残る時間を討議していただきたいというふう

に思います。

じつはこの点について、小森さんは早くから宗教界との対話を重視してまいりました。非常に積極的に、そして仏教界の差別を闘うとともに、宗教界への期待も表明してきました。これは、宗教界が部落差別の関わりを深く持っているということと、宗教者が宗教的な使命、そういうものに目覚めるならば、ことによれば解放運動に役に立つのではないかというような思いが、小森さんの宗教批判にこめられているというふうには私はとらえております。宗教界に対する見方について、小森さんの方からご提起いただいたと思います。

小森 現在の部落解放運動にとって、何かちょっと問題提起するとすぐ逃げる層があります。仏教の場合も逃げるんですけれども、「あなたがそんなこと言うのは、親鸞聖人の教えと違うんじゃないやありませんか」というと、またちょっと立ち止まられるんですね。

「道元禅師の言っておられることと違うんではないか」と言うと、またちょっと立ち止まられるんです

ね。それだけ、やはり一応、人間とは何かという宗教的観点を、商売とされているというのはおかしいけれど、やっぱり問題を投げかけても逃げる人だけではなくて、そこに留まって深く考えていただく人がいるわけです。それはやっぱり考えていただいたら、われわれの味方ですからね。何とかして味方へ位置づけたいと考えます。

それで味方として位置づけたいとして、業・宿業というものが、たんに悪しき業論として何年も前世の因縁として諦めましょうというような論理ではなくて、己の目に見えざる、自分では記憶のなかに留まっていけないことにおいてさえ、自分が責任をまっとうしなければならぬこともある。自分が生涯その重荷を負うて歩まなければならないことがあると。そういうふうなところまで人間のありようということを考えて、だからくじけるんではなくて、そういうこともあるということを経算づめて動かなければならないということを経算づめて提起をしているわけです。

それで仏教のもつもう一つの論理として、人間というものはまことに弱いものであると。つまり親鸞上人が言われているように、「煩惱具足の凡夫火宅

無常の世界はよろずのことみなもてそらごとたわごとまことあることなきにただ念仏のみぞまことにておはします」と。つまり人間は煩惱によって鎧兜を着ているような状況なんだと。ゴジャばっかりしてるんだと、人間は。そのゴジャ、ゴジャというの、寺木先生のお話に通じるかどうか分かりませんが、皆さんにはお分かりいただけると思いますが、人間はあてすっぱばかりしているんだと。そのあてすっぱばかりするような、われとわが身のはかなさをよく考えて、今日を生きていくためにはどうするかと。そのはかないわれとわが身の浅薄なもののかえ方、その浅薄なもののかえ方だけれども、同時に人間は犬や猫などよりも知能が優れている。犬や猫よりも知能が優れているから、現実の事実をプリズムを通してねじれたものを真実であるかのごとく受け止める場合がある。そうであってはいけないということをお教は言っているのですから、今プリズムを通して部落差別を変なかたちで受け止めている方々に、「それは、あなた方の観念の迷いの世界ですよ」ということで、実態を直していくと同時に、何十年か続くであろう誤った観念を解決していくことも大事であると。そういうことで、私は仏教、キ

リスト教の場合も同じですが、われわれの周囲で協力していただく宗教というものを重視していると。そして、あまり詳しく述べられませんが、一口で申し上げますと、そういう宗教的な論理展開というものは、生きていかんとする人間に活力を与えること。人間は高度に発達した頭脳を持っているんですから、いくら観念世界のことだといっても、それはかなり生きる一つの道筋を頭のなかに叩き込むことができるところから、活力を与えると。こういうふうな考えであります。これは今、広島県の同朋三者懇で議論して、解放同盟も安芸教区も備後教区もほぼ意見の一致したところであると。だいたい宗教との関連を述べればそういうことであります。

松根

ありがとうございます。宗教者の果たす役割あるいは宗教の思想性を問う直すことによって、宗教が解放運動にとっても、あるいは人間の生きざまにとっても役に立ちうるのではないかと、そういうふうな観点からの期待を述べていただきました。

他方、宗教者は大きな差別事件を今日も抱えております。八〇年前、水平運動が起きたときに、宗教界に水平運動は三つの提起をしました。一つは部落差別は業思想によるという間違った観念、このよう

な「誤った業論をなくしてほしい」ということであり、二つ目は經典のなかにある旃陀羅差別、人間外の人間、犬殺し、屠者というふうに記されているような、「仏教の間違った旃陀羅觀念というようなのをなくしてほしい。經典からそれを削除してほしい」というような要求をしました。三つ目が、「差別法（戒）名の改正」の問題でした。この「差別法（戒）名の改正」の問題については、水平運動の翌年に岐阜県の高木重太郎という人が、自分のお寺の住職に、差別法（戒）名もあるではないかという追及をし、逆に特高の襲撃を受けて半年間の禁錮刑にされるといふような事件がありました。

八〇年前から三つのお願いというものを仏教界にしておりますが、皆さんもご承知のように、少しずつはいい方向に行っておりますが、三つともまだ解決していないというのが実状であります。こういう点が宗教界の差別性として大きく横たわっているというふうに思います。これの追及というものは、やはりわれわれは緩めてはいけないというふうに考えております。しかしながら、小森さんがおっしゃるように、宗教のなかにおける人間を見つめる目というものに学ぶということは大変でありますし、宗教

者の果たせる役割というものも大きなものがあるという点を、再度確認したいと思えます。

いかがでしょうか。積極的な教義の展開というところで、業問題に関しまして「共業」という概念を小森さんは提起しましたが、この点について再度まとめていただければというふうに思います。

小森

時間ありませんから簡単に申し上げますが、

「共業」というのは「共（とも）」の業と書くんです。「共業」というのは、社会全体が作った矛盾といえますか、そういうものを個々人が自分の過去の荷として背負っていると、私は思っています。被差別というものを、肩の荷として背負っていますね。

それから差別する側の者は、差別をして喜んで、追及されて悲しんでというものを肩に背負っていますわね。それを考えてみたら、血脈上の先祖の問題とか、自分の前世に何かやらかしたことでこんな憂き目に逢っているとかいうものではなくて、やはり遠い遠い人類の歴史的営みの現実点における総和がそれぞれの人々の肩にかかっておると、こうみなければならぬわけです。したがってそれは、生涯そこへ登り切ることでできない問題と、自分の一生をかけてある程度解決できる問題とがありますよ。自

分が生涯かけても逃れることのできないものと分かったら、それは計算づめで人生を闘ったらいんですよ。それを嘆き悲しんで、世をはかなんで自殺でもしようかというようなことではいけないんですから。計算づめで自分の人生に解決つかないことは、次の子ども時代に解決できるような準備を、自分が生きているあいだにするというくらいの考えを持たなければいけません。ですから共業論というのは、社会変革の論理に結びつくし、人生の生き方の自信に結びついていくんです。そういう考え方です。その考えは、私が言い出したことではないんですよ。

「共業」というのは、中村元先生の『佛敎語大辞典』にもあるんです。しかし何か一部には、小森龍邦が「共業」ということを言い出したんだと思っている僧侶もおられますけれども、そうではありません。

だから私は、「業・宿業」というのはそういうふうな考えで問題を提起していると。かなり共鳴をいただいています。まだ共鳴していただいていない方がはるかに多いんではないかと思っっているわけです。

松根 ありがとうございます。時間も大分押しつまってまいりました。宗教問題についても少し詳しくふりたいと思うのですが、時間の関係でそれもかない

ません。最後に、お二人に部落解放の道筋をめぐって、どのように考えておられるかという結論的な部分を、五分程でご表明いただきたいと思えます。寺木先生、よろしくお願いいたします。

寺木

この最後の「解放の道筋をめぐって」ということであります。私自身は、配布しました資料の「部落差別の本質とは」というところですが、これは『部落解放』に書いたことと重なるわけですけれども、「主要な生産関係から疎外されている」ことにあると考えます。しかし早い時期に、小森さんが部落解放同盟の三つの命題の一つの「部落差別の本質」のところ、解放同盟はかつて、「主要な生産関係から除外されていることが部落差別の本質である」と言っておりましたものを、小森さんは「除外」ではない、「疎外」であると主張しておられた。

これは事実にもとづいたもので、戦前から部落出身者のなかには、かなり大きな企業に勤めている人もおりましたし、公務員になっていた人もいたわけですし、もちろん教師になっていた人もいたわけですから、完全に排除されていたわけではないのです。けれども、主要な生産関係のなかで「疎外」を受けていた。不利に扱われていたということで、

部落差別の現象形態はいろいろあるけれども、その本質は、こういう主要な生産関係から疎外されているところにある。それを小森さんはさらに具体的に、就職の機会均等が完全に保障されていないことにある、というふうに言っておられるわけです。この点については、私もおおいに賛成するところでして、最近、部落解放運動を大阪の方で見えておきますと、かつて三つの命題のなかで言っていた差別の本質のところを非常に曖昧にされて、その運動の鋒先が定まらないように見える。その点が非常に不安で、以前からこの点を強調して、差別の本質がこういうところにあるのならば、その本質をなくすことを真っ向から攻めていくという、そういう運動でなくてはならんのではないかということ、**「就職の機会均等」を完全に保障するという運動の目的をはっきりさせて、ここが解決すれば、先ほど小森さんが言われたように、偏見、あるいは多少とも残っているとみられるケガレ観念についても、こういう実態が「就職の機会均等」の保障によって解決していく過程で、徐々に根のない花は立ち枯れてしまうんじゃないかなというふう**に思っているところです。

そのためには、やはり教育保障が不可欠であると。

「就職の機会均等」を保障するには、いろいろ制度の面で改革をしていくことが必要だし、企業もその点については充分改革をしていく必要があるというふうに思いますが、合わせて、かりに企業が門戸を平等に開いたとしても、結局「教育の機会均等」がなければ、ていよくペーパーテストで落とされていくというようなことが起りますので、やはり「就職の機会均等」を保障する前提として「教育の機会均等」を保障して、学力をきちんと保障していく施策をもっと強力に推進していかないといけない。その一つの有力な分野が、部落問題学習だというふうに思うんです。

だから、いまや一部の年から「同和教育は終結すべきだ」ということを、執拗にいう人がこの広島にもかなりおられるんじゃないかと思いますが、大阪でもそういうことをいう人がおります。しかし、今そういうことで同和教育を止めてしまったら、学力保障が充分できなくなつて、また生きていく意欲もなかなか湧いてこないというふうな、子どもたちが追い込まれていくと思うんです。教育の保障、とくに学力保障、部落問題学習、同和教育をきっちりやっけていく。合わせて制度的な面で、企業、行政の

方でいろんな手だてを講じるように要求して、その実現を図っていく。そういう過程で、やはり啓発活動をやっていく必要があると思います。根のない花がしばらく咲くというふうには先ほど小森さんがいわれましたように、依然として啓発活動は必要なので、そういう間違った考えを克服する努力を続けていく。そういう過程でまず、基本的なところが解決されると、結婚差別なども解決の方向に向かっていくのではないかとこのように考えております。

松根 ありがとうございます。「人権の世紀、人権・文化の創造」ということが声高に叫ばれておりますけれども、地対協路線の本質を見抜かなければ部落差別はなくならないし、なくすこともできないというのが、小森さんの持論だと思います。最後に五分程、ご意見を頂戴したいと思います。

小森 大事な部分を寺木先生に話していただきましたので、寺木先生の話の前提として私は、非常に楽な五分間ということになるのですが、先ほどのように先生が説明されたことをいかに実現していくか、その実現を迫る人間ですね、そこが大変大事だと思うのです。そこを先生は、同和教育は止められないということでは先生は、同和教育は止められないということでは先生は、同和教育は止められないと思いま

す。

そこで、私は運動家ですからね、運動家として私の考えていますことを申し上げます、運動家がそれを実現するというその主体的力量ですね、それをどうつけるかと、これが部落完全解放を成し遂げるかどうかの要になるんだと。いろんな協力者、たんなる協力者ではなくわがこととしていっしょにやっていたたく人も、だんだん増えていくんですからね。そういう人たちとしっかりスクラムを組んで、現に江戸時代の中期から差別された人も血統的にはおられるだろうし、中世末期の人もおられるだろうし、さまざまな方がおられるけれども、現在部落差別を受けておるわれわれの仲間が、「絶対に完全解放を勝ち取るまで、己自身を鍛えながら取り組むぞ」ということが、私は非常に大事だと思う。

米田富さんといって、私が書記長をしているときに統制委員長をされていた水平社の創設者の一人がおられましたけれども、この人は簡単にものを言っていたね。「部落完全解放といったら、部落の者がみんな一つの組織に結構固まるくらい状況よ」と。これは、やはり主体のありようを言っているのです。同和会じゃ全解連じゃ、解放同盟のなかでも新聞夕

ネになるようなゴジャをしている人がおるでしょ。それではいけないのであって、要するに「一つにまとまるくらいに気持ちがあつたら、それは部落完全解放よ」と米田富さんが言われましたが、非常に示唆に富んでおりますね。つまり主体を確立するということです。主体の確立というのはね、何が己の利益か、何が己の利益に適わざることかということが見えるくらいの、ちゃんとした認識力を持つということですね。そしてそれが、何が利益か不利益かということだけではなくて、その利益、不利益がみえてきたら、歴史的にいうとその利益というのは五年間くらい通用する利益か、十年くらい通用する利益かというくらい、ある程度中期もしくは長期にわたって自分の利益がちゃんと位置づけられる、被差別部落民の利益が位置づけられるくらいのところまでの洞察力がなくてはいけない。そして、そのことが広く勤労国民と共通の利益のところまでどうやったら高められるかというようなことまで分かっただけで、日々汗を流して努力する人間のことを、私は主体的人間とおぼえておるのです。これが今はなかなか、ちよっと政府と妥協してうまくいかない部分もあるのですが、日本の部落解放運動をそういう方向に向

けて高めたいというふうに考えております。

松根

ありがとうございます。予定しました時間が来てしまいました。まだまだ討論を続けたいという気持ちなのですが、時間の制約でそれもままなりません。これで今日のシンポジウムを終わりたいと思います。進行役の私の司会が不十分で議論を深めることができなかつたかもしれませんが、今日お二方の適切な提起によって、今部落差別がどのようなかたちで問われているのか、部落史における問題点、解放運動における問題点、解放教育における問題点など、そういうものの整理がずいぶん進んだのではないかと、いうふうに思っております。ご発言いただきましてお二人の先生に、拍手をもってお礼の言葉に代えたいと思います。どうもありがとうございます。

